

安全保障理事会決議 2125 (2013)

2013年11月18日、安全保障理事会第7061回会合にて採択

安全保障理事会は、

ソマリアにおける状況に関する安保理の従前の諸決議、特に諸決議 1814 (2008)、1816 (2008)、1838 (2008)、1844 (2008)、1846 (2008)、1851 (2008)、1897 (2009)、1918 (2010)、1950 (2010)、1976 (2011)、2015 (2011)、2020 (2011) および 2077 (2012) 並びに 2010年8月25日の安保理議長声明 (S/PRST/2010/16) および 2012年11月19日の安保理議長声明 (S/PRST/2012/24) を想起し、

決議 2077 (2012) で要請された、同決議の実施についてのまたソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗に関する状況についての事務総長報告書 (S/2013/623) を歓迎し、

漁業を含む、沿岸沖の天然資源に関する、国際法に従ったソマリアの主権的権利を含む、ソマリアの主権、領土保全、政治的独立および統一に対する安保理の尊重を再確認し、

2006年以來最低の水準である、ソマリア沿岸沖の報告された海賊事件の著しい減少を歓迎する一方で、海賊および海上武装強盗が人道援助のソマリアおよび同地域への迅速な、安全なそして効果的な提供に対し、船乗りおよび他の人々の安全に対し、国際的な航行および商業的な海上経路の安全に対しそして国際法に一致した漁業活動を含む他の脆弱な船に対し与える現行の脅威により深刻に懸念させられそしてまた西部インド洋およびその隣接海域への海賊の脅威の拡大された範囲並びに増加した海賊能力によりまた深刻に懸念させられ続け

ソマリア沿岸沖の海賊に子どもの関与が報告されたことに懸念を表明し、

ソマリアにおける現行の不安定が、ソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗の問題の原因となっていることを認識し、そして海賊および海上武装強盗を抑圧しそしてその根本原因に取り組むため国際社会による包括的な対応を続ける必要性を強調し、海賊を抑圧するための長期のそして持続可能な取組に着手する必要性およびソマリア国民のための適切な経済的機会を創り出す必要性を認識し、

海上で捕らえられた容疑者のみならずそのような攻撃を計画し、準備し、助長し、若しくは違法に資金を供給しまたは利益を得る海賊行為に関与した犯罪ネットワークの主要人物を含む、海賊活動を扇動するか若しくは意図的に助長する者はだれでも調査しまた起訴する必要性を認識し、そして裁判にかけられることなく釈放された海賊の容疑をかけられた者について安保理の懸念をくり返し表明し、ソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗の行為について責任を有する者を起訴しなかったことは海賊対策の努力を損ねることを再確認し、

事務総長報告書 (S/2013/623)、とりわけ「ソマリア沿岸沖の違法漁業および有毒物質を含む違法投棄の申立」に関する第IX節に留意し、

海賊および海上武装強盗対策を含む、海上における活動に適用可能な法的枠組を定めている、1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約（以下「海洋法条約」）に反映された、国際法を更に再確認し、

ソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗に対する闘いにおけるソマリア当局の主要な責任を強調し、安保理支援について安全保障理事会に対するソマリア当局の感謝を表明している、ソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗と闘うために他の国家および地域的機構との活動を考慮するその意思を表明している、そして決議 2077 (2012) の規定が更に12か月の間更新されることを要請している、ソマリア常駐代表から国際連合に宛てた2013年11月12日の書簡を含む、その沿岸沖の海賊に対抗するための国際的な援助を求めるソマリア当局からの幾つかの要請に留意し、

ソマリア連邦政府大統領および2013年5月1日のニューヨークでのソマリア沖海賊対策コンタクトグループ (CGPCS) の第14回本会議、2013年5月7日のロンドンでのソマリア国際会議、および2013年9月16日のブリュッセルでのヨーロッパ連合の「ソマリアニューディール」会議の参加国により是認された、ソマリアの海洋資源および安全保障戦略の履行を奨励し、

疑われている海賊の起訴を促進しそして国際法に従って、捜査官と検察官との間の情報と証拠の共有のための現行のネットワークと制度を確立するCGPCSの活動を認識し、CGPCSの作業部会1の下での能力構築調整グループの策定を歓迎し、そして海賊に結びつく違法な金融の流れを途絶させる

CGPCS の作業部会 5 による活動を歓迎し、

海賊と疑われた者を起訴しそして適用可能な国際人道法に従って有罪と宣告された者を収監する地域的能力を強化するため、ソマリア沿岸沖の海賊と闘う国家の活動を支援する信託基金（以下「信託基金」）により提供された資金調達を歓迎し、国際連合犯罪薬物事務所（UNODC）海賊対策計画により提供された援助に感謝の念をもって留意し、そして海賊が責任を問われることを確保するための継続的取組を決意し、

海賊を抑圧するためのまたソマリア沿岸沖の水域を通過している脆弱な船舶を守るための、ヨーロッパ連合作戦アタランタ、北大西洋条約機構作戦大洋の楯、パキスタンと連合王国が指揮をした連合海上部隊の第 151 連合任務部隊、並びに第 151 連合任務部隊と NATO の第 508 任務部隊に配属された合衆国船舶、ソマリアの沿岸でのアフリカ連合の海賊対策活動および南部アフリカ開発共同体の海上活動並びにソマリア当局および互いに協力して国の能力で行動しているその他の国の取組を称賛し、また各国海軍関係者による調整会議（SHADE）および事務総長報告書（S/2013/623）の中で述べられたように、同地域において海上海賊対策任務を展開している、中国、インド、インドネシア、日本、大韓民国、マレーシア、パキスタンおよびロシア連邦を含む、個別の諸国の取組を歓迎し、

船舶護衛分遣隊や民間武装警備員（PCASP）が乗り込むことを海賊多発海域（HRA）を通過している自国の旗を掲げて航行している船舶に認めるための措置を講じている旗国の取組に留意し、また国家に対し、適用可能な国際法に従ってそのような活動を取り締まりそしてそのような措置を利用する準備に有利である用船契約を認めることを奨励し、

海賊行為の現実の出来事を考慮しつつ、客観的且つ明白な根拠に基づき HRA の境界を再検討する必要性に基づく加盟国の要請に留意し、また HRA は、保険および海事産業により設定されまた定義されていることに留意し、

国際海事機構（IMO）が資金提供したジブチ行動指針、信託基金およびソマリアの刑事司法制度を強化するためソマリア連邦政府と共に活動している、EUCAP ネストルの下でのヨーロッパ連合活動により為された、同地域における能力構築努力を歓迎し、そして十分に調整しまた協力する全ての関与している国際的および地域的機構の必要性を認識し、

沿岸警察部隊の策定を支援し、アデン湾を含むソマリア沿岸沖およびインド洋海域の海賊攻撃を防止しまた抑圧するため船舶を支援する指針、最善の管理慣行および勧告を策定しまた更新するため IMO 並びに船舶業により為された努力に感謝の念をもって留意し、そしてこれに関連して IMO および CGPCS の活動を認識し、海賊多発地区における船舶に乗船する民間武装警備員を提供する場合の民間海上警備会社に対する訓練と認可の工業基準を策定した、国際標準化機構の取組に留意し、またソマリア、ジブチ、ケニヤ、セイシェルズおよびタンザニアの遠洋航海に適した海上安全能力を策定するために活動している、ヨーロッパ連合の EUCAP ネストルを更に歓迎し、

海賊の容疑をかけられた者を捕らえた後でその者の拘束および起訴を促進する能力と国内法制が引き続き限定されていることが、ソマリア沿岸沖の海賊に対するより強固で国際的な行動を妨げてきたこと、起訴を支える十分な証拠があるかどうかにかかわらず、あまりにも頻繁に裁判にかけられることなしに海賊の釈放を導き出してきたことについて懸念をもって留意し、そして海賊抑圧に関する「海洋法条約」、当事国が、刑事犯罪を新しく作り、管轄権を設定しそして暴力若しくは暴力による脅迫またはその他の威嚇手段を用いて船舶を奪取したこと若しくは管理することに対して責任を有するかあるいは疑われた者の引き渡しを受けることを規定している 1988 年の海洋航行不法行為防止条約（以下「SUA 条約」）の諸規定に一致することをくり返し表明し、

ソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗の行為の証拠の収集、保存並びに権限ある当局への伝達を高めることを続ける重要性を強調し、そして海賊行為後の犯罪現場の保存についての乗組員への指針を策定する、IMO、INTERPOL および業界団体の現行の活動を歓迎し、また海賊行為の起訴を成功させるために、刑事手続において証拠を与えることを乗組員に可能にすることの重要性に留意し、

海賊ネットワークが誘拐および人質を取ることに依存し続けていることおよびこれらの行為が、武器を購入するための資金調達を引き起こし、新メンバーを手に入れ、そして彼らの作戦活動続けるのを助けていること、それによって、文民の安全を危うくしておりまた自由な通商の流れを制限していることを更に認識し、そして海上の海賊行為に関する INTERPOL のグローバル・データベースにより例証されたように、海賊企業を途絶させるため情報の収集しまた共有する国際的な取組を歓迎し、また海賊行為と闘うためセイシェルズが主催国を務める、海上の安全のための地域連合および法執行センター（正式には対海賊行為訴追および情報調整地域センター）の現行の取組に留意し、

人質をとる行為に関する国際条約の中に含まれた違反を含む、誘拐および人質をとる行為についての国際的な非難を再確認し、ソマリア沿岸沖で行われている海賊による人質をとる行為の継続している実行を強く非難し、人質が囚われている間に直面している非人道的な条件に重大な懸念を表明し、人質の家族に対する悪影響を認識し、あらゆる人質の直ぐの解放を求め、そして人質をとることの問題および人質をとることについて容疑をかけられた海賊の訴追について、加盟国間の協力の重要性に留意し、

ケニヤ、モーリシャス、セイシェルズおよびタンザニアの国内裁判所で海賊の容疑をかけられた者を起訴するその取組に対してこれらを称賛し、そして適用可能な国際人道法に一致して、陸上の活動支援者や金融業者を含む、海賊をどこかよそで告発した後に第三国において起訴もしくは投獄するためのその取組で、ケニヤ、モーリシャス、セイシェルズ、タンザニア、ソマリアおよび同地域の他の国家を支持する、CGPCS と調整して、UNODC 海賊対策計画、信託基金および他の国際機構や資金供与者により提供された支援に感謝の念をもって留意し、またこれに関連して国際的な取組を更に強化する国家および国際機構の必要性を強調し、

国際人権法を含む、適用可能な国際法に一致して、ふさわしい囚人移送協定の下で本国に送還されることとなっている有罪と宣告された海賊をソマリアへ戻すことを可能にする目的で、容疑をかけられた海賊を起訴したものはだれでも、互いにまた国家と協力するソマリアの国および地方の行政府の用意を歓迎し、そして有罪と宣告された囚人のセイシェルズからソマリアへの帰還は、ソマリアで自らの刑期を務めることもできましたその資格があることを認め、

決議 1976 (2011) の第 26 項および決議 2015 (2011) の第 16 項に従って用意された、海賊行為担当ソマリア特別裁判所の設立のための様式に関する事務総長報告書 (S/2011/360 および S/2012/50) を想起し、

海賊の犠牲者である乗組員を支援する可能な方法を考慮する国家の必要性を強調し、そして人質の解放と家への帰還の間の人質への、並びに人質の状況全体を通じたその家族に対して支援を提供する「人質支援計画」の 2012 年 11 月の信託基金による設立をこれに関連して歓迎し、

海賊行為の危険性についての意識を向上させ、この犯罪的事象を根絶する最善の慣行に興味を集中

させそして海賊行為によって与えられる危険性を一般の人々に知らせる広報手段の使用における CGPCS および UNODC により為された進展を認識し、

ソマリアの海上の安全および法執行能力を高めるための取組を支援する UNODC による現行の取組を感謝の念をもって更に留意し、海賊の容疑をかけられた者を捜査し、逮捕しそして起訴し並びに適用可能な国際人権法に一致して有罪とされた海賊を投獄する地域的な司法および法執行能力を策定するため、UNODC および UNDP 並びに信託基金、ヨーロッパ連合、連合王国、合衆国および他の資金供与者により提供された資金による取組にもまた留意し、

西部インド洋およびアデン湾における海賊および船舶に対する武装強盗の抑圧に関するジブチ行動指針を念頭に置きつつ、イエメン、ケニヤおよびタンザニアにおける情報共有センター並びにジブチにおける地域海上訓練センターの活動に留意し、そして海賊と闘い、同地域の水域を警戒するその能力を高め、疑わしい船舶をはばみそして海賊の容疑をかけられた者を起訴するための適切な規制的および法的な枠組を策定する署名国の取組を認識し、

ソマリア内の平和と安全、国家機関の強化、経済的および社会的開発並びに人権と法の支配の尊重は、ソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗の永続的な根絶の条件を創り出すことに必要であることを強調し、そしてソマリアの長期的な安全は、ソマリア国家治安部隊のソマリア当局による効果的な策定にかかっていることを更に強調し、

支援の重要な誓約を生み出したソマリアに関する最近のハイレベルの行事に感謝の念をもって留意し、そしてこれらの行事で誓約された支援を提供する重要性を強調し、

改善された海上情報共有取極およびより強力な国の法的能力と法律をとおしたものを含む、海賊対策の協力を強めるための具体的な選択肢を探究する、近い将来のインドにおけるインド洋対話を通じたものを含んで、海上の安全を強めるという環インド洋連合の閣僚理事会の第 13 回会合で環インド洋連合により表明された意図に感謝の念をもって留意し、そして環インド洋連合に対し、CGPCS の現行の活動を補完しまた調整した取組を追求することを奨励し、

国際社会と民間部門の合同海賊対策取組は、2011 年以降、海賊の攻撃並びにハイジャックの急激

な減少の結果をもたらしたことに留意しそして更なる行動なしには、海賊攻撃の成功した数を減らすための著しい進展ができないことを強調し、

ソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗の出来事は、ソマリアにおける状況を悪化させている重要な要因であり、そのことが同地域の国際の平和および安全に対する脅威を構成しつづけていることを認定し、

国際連合憲章の第7章にもとづいて行動して、

1. 安保理が、ソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗のあらゆる行為を非難しまた憂慮していることをくり返し表明する。

2. ソマリアにおける現行の不安定が海賊行為の問題の根本原因の一つでありそしてソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗の問題に貢献していること、その一方で、同様に、ソマリアにおける付加的な犯罪および腐敗をあおっている大量の違法な金を導入することにより、海賊が不安定を悪化させていることを認識する。

3. 海賊行為を抑圧しまたその根本原因に取り組む国際社会による包括的な対応の必要性を強調する。

4. ソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗に対する闘いにおけるソマリア当局の主要な責任を強調し、そしてソマリア当局に対し、事務総長および関連する国際連合組織からの支援を得て、更なる遅滞なく、完全な一連の対海賊法を通過させることを要請し、またソマリアに対し、「海洋法条約」に従って排他的経済水域を取り入れるため、国際社会の支援を得て、取組を継続することを促す。

5. 海賊行為に関与した犯罪ネットワークの主要人物を含む、計画し、準備し、若しくは違法に資金を供給しまたはソマリア沿岸沖の海賊の攻撃から利益を得る者を調査しまた起訴し続ける必要性を認識し、国家に対し、関連する国際機構とともに活動して、ソマリア沿岸沖の海賊の容疑をかけられた者の起訴を促進するための法令を採択することを促す。

6. ソマリア当局に対し、海賊および海上武装強盗の行為を抑圧するため、海賊を禁止し、そして禁止に基づいて捜査しまた起訴しそしてソマリア沿岸沖の領海を警戒することを求める。

7. ソマリア当局に対し、海賊および海上武装強盗の犯罪行為を計画し、助長し若しくは着手することをソマリア領域で行ったものを訴追するためあらゆる努力を行うことを求めそして加盟国に対し、ソマリア当局の要請に基づきまた事務総長への通知と共に、地方当局を含む、ソマリアにおける海上能力を強化するためソマリアを支援することを求めそして本項に従って着手された措置は、適用可能な国際法、とりわけ国際人権法に一致するものとすることを強調する。

8. 国家に対し、人質をとることの問題および人質をとることに対する海賊の容疑をかけられた者の起訴に関して、適切な場合には、また協力することを求める。

9. 海賊の容疑をかけられた者の効果的な起訴および有罪を宣告された海賊の投獄を確保する目的でまた海賊行為を計画し、準備し、助長しまた利益を得た海賊行為に関与した犯罪ネットワークの主要人物の逮捕並びに起訴を目的として海賊対策法の執行目的のために証拠と情報を交換する国家、国際的および地域的機構並びに他の適切な協力機関の必要性を認識し、そして海賊行為を計画し、準備し、助長し若しくは違法に資金を提供するかまたは利益を得た個人あるいは団体に、彼らが決議 1844 (2008) の第 8 項に定める一覧表掲載条件に合致する場合には、対象を特定した制裁の適用の可能性を検討する下におき続け、そして全ての国家に対し、武器禁輸若しくは木炭禁止の可能性のある違反に関する情報共有を含んで、ソマリアおよびエリトリア監視グループと十分に協力することを求める。

10. 海軍船舶、武器、軍用機を展開することにより、海賊対策部隊のために基礎的および兵站的支援を提供することにより、並びにソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗の犯行において用いられたか、あるいはそのような使用を疑うのに十分な利用があるボート、船舶、武器および他の関連装備を押収することや処理することにより、とりわけ本決議および国際法に一致して、ソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗と闘うことに加わることを、そのようにする能力を有する国家および地域的機構に求める安保理の呼びかけをくり返す。

11. ソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗の行為を思いとどまらせるための調整を、IMO、旗国およびソマリア当局と協力して、促進する CGPCS の活動を称賛し、そして国家および国際機構に対



し、これらの取組を支援し続けることを促す。

12. 加盟国に対し、海賊および海上武装強盗に対する闘いにおいてソマリア当局と協力することを続けることを奨励し、ソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗に対する闘いにおけるソマリア当局の主要な役割に留意し、そしてそのためにはソマリア当局から事務総長に事前の通知が提供される、ソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗に対して闘うソマリア当局と協力する国家および地域的機構に対して認めた、決議 1846 (2008) の第 10 項および決議 1851 (2008) の第 6 項において定められ、決議 1897 (2009) の第 7 項、決議 1950 (2010) の第 7 項、決議 2020 (2011) の第 9 項および決議 2077 (2012) の第 12 項により更新された承認を、本決議の日から 12 か月の更なる期間の間、更新することを決定する。

13. 本決議において更新された承認は、ソマリアにおける状況に関してのみ適用しそして他の状況に関する「海洋法条約」の下での、権利若しくは義務を含む、国際法の下での加盟国の権利若しくは義務または責任に影響しないものとすることを確認し、そして本決議は、国際慣習法を確立するものとして考慮されてはならないことをとりわけ強調し、そして当該承認は、ソマリア当局の同意を伝えている 2013 年 11 月 12 日の書簡の受領後にのみ更新されたことを更に確認する。

14. 決議 733 (1992) の第 5 項により課されそして決議 1425 (2002) の第 1 項と 2 項によって更に詳述されそして決議 2093 の第 33 項から 38 項によって修正されたソマリアに関する武器禁輸は、上記第 12 項に従って措置を遂行している加盟国、国際的、地域的および準地域的機構の使用のためだけを定められた兵器および軍用装備の供給若しくは援助の提供には適用されないことを決定する。

15. 第 12 項における承認に従って遂行する活動が、第三国の船舶に対する無害通航の権利を拒否するかもしくは害する現実的な効果をもっていないことを確保するため協力国は適切な措置を講じることを要請する。

16. 全ての国家、とりわけ旗国、入港国および沿岸国、被害者の国籍国、並びに海賊および武装強盗の実行者の国籍国また国際法や国内法の下で関連する管轄権を有する他の国に対し、司法当局に引き渡された全ての海賊が司法手続の対象となることを確保するため、また他の活動の中で、犠牲者および証人並びに本決議の下で実施された活動の結果として拘束された人々のような、その管轄権や管理の下

にある人々に関して精神的および兵站的援助を提供することにより援助を与えるため、国際人権法を含む適用可能な国際法に一致して、管轄権を決めることにおいて、そして海賊行為を扇動しまたは助長する者を含む、ソマリア沿岸沖の海賊および武装強盗の行為に責任を有する全ての人々の捜査と起訴において、協力することを求める。

17. 全ての国家に対し、国際人権法を含む、適用可能な国際法に一致して、自らの国内法の下で海賊行為を犯罪として扱うことまた疑いのある者の起訴、有罪の宣告を受けた者、ソマリア沿岸沖で逮捕された海賊、そして陸上の彼らの活動支援者や金融業者の投獄を好意を持って考慮することを求める。

18. 決議 2015 (2011) において定められたように、実質的な国際的参加および／または支援を得てソマリアおよび同地域の他国において海賊担当特別裁判所の設置の安保理の審議を継続する安保理の決定と、海上で捕らえられた容疑者のみならずそのような攻撃を計画し、準備し、助長し、若しくは違法に資金を供給しまたは利益を得る海賊行為に関与した犯罪ネットワークの主要人物を含む、海賊活動を扇動するか若しくは意図的に助長する誰についても管轄権を有しているそのような裁判所の重要性をくり返し表明し、そして CGPCS に対しこれに関連してその議論を続けることを奨励する。

19. この文脈において、国際人権法を含む、国際法に一致したやり方で海賊行為を疑われている個人が起訴されそして有罪を宣告された者が投獄されることを確保するため、ソマリアおよび隣国の当局との UNODC 海賊対策計画の継続した活動を歓迎する。

20. 全ての国家に対し、海賊行為への違法な資金供給およびその収益の資金洗浄を防止する自国の既存の国内法の下で適切な行動を取ることを促す。

21. 国家に対し、INTERPOL および Europol と協力して、違法な資金共有と活動支援に対して責任を有する者を含む、ソマリア沿岸沖の海賊行為に関与した国際的な犯罪ネットワークを更に調査することを促す。

22. ソマリア沿岸沖の海賊行為についての情報を統合しそして法執行のための有効な分析の策定を促進する海賊行為のグローバル・データベースを運用可能とした INTERPOL を称賛し、そして全ての国家に対し、適切な経路を通して、このデータベースの使用のために INTERPOL とそのような情報を

共有することを促す。

23. 信託基金および IMO が資金提供したジブチ行動指針の貢献を称賛し、そして国家および海賊行為により影響を受けた非国家主体、特に国際的な海運団体の双方に対し、彼らに対する貢献を促す。

24. 「海洋法条約」および SUA 条約の当事国に対し、これらの条約および国際慣習法の下でのその関連義務を十分に履行すること並びにソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗の疑いをかけられた者の起訴を成功させるための司法能力を構築するために UNODC、IMO 並びに他国およびその他の国際機構と協力することを促す。

25. 海賊および海上武装強盗を防止すること並びに抑圧することについて IMO により提供された勧告および指針を認め、そして国家に対し、海運および保険産業並びに国家と共同して、攻撃を受けている時若しくはソマリア沿岸沖の水域を航行している時に取る、回避、逃避および防衛的な最善の慣行並びに注意報を策定しまた実施し続けることを促し、また国家に対し、その国民および船舶を、海上での海賊行為若しくは武装強盗の行為または未遂行為若しくは拘束の解放の後の直ぐの呼び出しに適した最初の港での適切な場合には、法廷に関する捜査のために利用可能とすることを更に促す。

26. 旗国および入港国に対し、IMO および ISO を通したものを含む、協議過程を通した、ソマリア沿岸沖の海賊行為を防止することおよび抑圧することを目的とした、適当な場合には、船舶上の PCASP の使用のための規則を策定することを含む、船舶上の安全な措置の策定を更に考慮することを奨励する。

27. IMO に対し、とりわけ UNODC、世界食糧計画 (WFP)、船舶産業および全ての他の関係当事者と共同して、船舶に対する海賊および武装強盗の行為の防止と抑圧に対するその貢献を続けることを招請し、そして海賊多発海域における民間武装警備員の乗船に関する IMO の役割を認識する。

28. 海路での WFP 援助の安全な提供を確保することの重要性に留意し、WFP 船舶についての船舶護衛分遣隊に関する WFP、EU アタランテ作戦および旗国による現行の活動を歓迎する。

29. ソマリア当局と協力している国家および地域的機構に対し、上記第 12 項に規定された承認の

実行において遂行された活動の進捗状況を9か月後に安全保障理事会および事務総長に通知することを要請しそしてソマリアおよび同地域の他国を含む、ソマリア沿岸沖の海賊行為と闘うことにCGPCSを通して貢献している全ての国家に対し、管轄権および海賊行為の調査並びに起訴における協力関係を確立するその取組に関して同じ期限で報告することを更に要請する。

30. 事務総長に対し、本決議の履行についてまたソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗に関する状況について本決議の採択から11か月以内に安全保障理事会に報告することを要請する。

31. 状況を再検討したソマリア当局の要請に基づき、追加的な期間の間上記第12項に規定した承認を更新することを適切な場合には審議する安保理の意図を表明する。

32. この問題に引き続き取り組むことを決定する。